



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*38	和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例	(総務課).....	5
*39	職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	(人事課).....	7
*40	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	(").....	9
*41	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(").....	9
*42	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	(").....	18
*43	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例	(").....	28
*44	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(").....	29
*45	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	(").....	31
*46	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(").....	32
*47	職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例	(").....	32
*48	和歌山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	(").....	32
*49	職員の給料等の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例	(").....	33
*50	和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課).....	35
*51	和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	(県民生活課).....	36
*52	修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	(医務課).....	37
*53	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(公営企業課).....	39
*54	和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(建築住宅課).....	40
*55	教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会).....	40
*56	市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(").....	48
*57	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例	(").....	56
*58	警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	57
*59	和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(建築住宅課).....	64

公布された条例のあらまし

◇	和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例
1	条例概要
	個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めることとしました。
2	施行期日
	令和5年4月1日から施行します。
◇	職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
1	条例概要
	地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(第2条、第3条及び附則関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(第3条関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員に係る基準給料月額を定めるとともに、所要の改正を行うこととしました。(第9条～第11条、第15条、第17条、第19条の3、第20条、第23条、第24条、第25条の2、附則第3項、第17項～第24項及び別表第1～別表第3関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するために必要な事項を定めるほか、所要の改正を行うこととしました。(目次、第1条、第3条～第13条及び附則第3項～第7項関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。ただし、附則第22項の規定は、公布の日から施行します。

◇ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、異動期間を延長された管理監督職を占める職員について、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができる職員から除くとともに、所要の改正を行うこととしました。(第2条関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(第2条～第4条、第12条及び第20条関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、異動期間を延長された管理監督職を占める職員について、公益的法人等に派遣することができる職員から除くとともに、所要の改正を行うこととしました。(第2条関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(第10条関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

高齢者部分休業の承認の申請に係る条例に定める年齢を改めることとしました。(第2条関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(第3条関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 職員の給料等の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第1条～第4条関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

建築基準法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うとともに、児童福祉法の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務の一部を関係市町村が処理することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

特定非営利活動促進法第74条の規定に基づき、同条に規定する提出その他の手続等を情報通信技術を利用する方法により行う場合における当該手続等について定めるとともに、所要の改正を行うこととしました。(第2条の3、第2条の4及び第22条～第24条関係)

2 施行期日

令和4年12月1日から施行します。ただし、第2条の3を削り、第2条の4を第2条の3とする改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立医科大学の学生で、県内の公的医療機関等に勤務し、産科、精神科又は小児科の診療に従事しようとする者に対して貸与した修学資金について、その返還に係る債務を免除することとしました。(本則関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(第2条及び第22条関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第16条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員に係る基準給料月額を定めるとともに、所要の改正を行うこととしました。(第9条～第10条の2、第15条～第15条の4、第16条の2、第17条、第19条、第20条、第20条の2、第21条の2、附則第3項、第12項～第19項並びに別表第2及び別表第3関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員に係る基準給料月額を定めるとともに、所要の改正を行うこととしました。(第11条～第12条の2、第17条～第17条の4、第18条の2、第21条の2、第22条の2、附則第2項、第11項～第17項及び別表第1～別表第3関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、教職調整額の支給額の特例措置を講ずることとしました。(第2条及び付則関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務警察官に係る基準給料月額を定めるとともに、所要の改正を行うこととしました。(第8条～第9条の2、第13条、第15条、第18条、第21条、第22条、第23条の2、附則第2項、第10項～第19項及び別表第2関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(別表第3第13項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第38号

和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料等）

第3条 法第89条第2項の手数料は、徴収しない。

2 法第87条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書（和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書をいう。）の写しの交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第4条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

（個人情報の取扱いに係る審議会への諮問）

第5条 県の機関（知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。次条において同じ。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会設置条例（令和2年和歌山県条例第60号）第2条に規定する和歌山県情報公開・個人情報保護審議会に諮問するものとする。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、県の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(施行の状況の公表)

第6条 知事は、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）に対し、法の施行の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(和歌山県個人情報保護条例の廃止)

2 和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の和歌山県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第10条の規定によるその職務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（旧条例第2条第13号に規定する実施機関非識別加工情報（附則第5項において「旧実施機関非識別加工情報」という。）及び旧条例第45条の2第3項に規定する削除情報に該当するものを除く。以下この項において「旧個人情報」という。）、第11条第3項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報又は第45条の16の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第45条の15第1項に規定する実施機関非識別加工情報等（以下この項において「旧実施機関非識別加工情報等」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例による。

(1) 次に掲げる者のいずれかに該当する者

ア この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下この項、附則第6項及び第7項において「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者（イに掲げる者を除く。）

イ この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧実施機関非識別加工情報等の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた、若しくは指定管理者が行うこととされた事務に従事していた者又は旧実施機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4 この条例の施行の日（次項及び附則第8項において「施行日」という。）前に旧条例第16条第1項若しくは第2項、第28条第1項若しくは第2項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第45条の5第1項又は第45条の12第1項の提案がされた場合における旧実施機関非

識別加工情報の作成及び提供、提案の審査、第三者に対する意見書提出の機会の付与、利用に関する契約の締結及び解除、手数料の納付その他の手続については、なお従前の例による。

6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(和歌山県情報公開条例の一部改正)

9 和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u></p> <p>(4)～(7) 略</p>	<p>(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第2条第13号に規定する実施機関非識別加工情報(同条第14号に規定する実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「実施機関非識別加工情報」という。)又は実施機関非識別加工情報の作成に用いた同条第5号に規定する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。)を除く。)から削除した同条第1号アに規定する記述等若しくは同条第2号に規定する個人識別符号</u></p> <p>(4)～(7) 略</p>

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第39号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例(昭和27年和歌山県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。</p> <p>第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる者に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条中「とする」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="229 1223 772 1930"> <tr> <td data-bbox="229 1223 513 1379">職員^の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)附則第17項の規定の適用を受ける職員である者</td> <td data-bbox="515 1223 772 1379">並びに職員^の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)附則第17項の規定による降給とする</td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 1382 513 1561">教育職員^の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)附則第12項の規定の適用を受ける職員である者</td> <td data-bbox="515 1382 772 1561">並びに教育職員^の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)附則第12項の規定による降給とする</td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 1563 513 1742">市町村立学校職員^の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)附則第11項の規定の適用を受ける職員である者</td> <td data-bbox="515 1563 772 1742">並びに市町村立学校職員^の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)附則第11項の規定による降給とする</td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 1744 513 1924">警察職員^の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)附則第10項の規定の適用を受ける警察官である者</td> <td data-bbox="515 1744 772 1924">並びに警察職員^の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)附則第10項の規定による降給とする</td> </tr> </table> <p>3 第6条の規定は、次の各号に掲げる規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、当該各号に掲げる規定の適用を受ける者には、それぞれ当該各号に掲げる規定により給</p>	職員 ^の 給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)附則第17項の規定の適用を受ける職員である者	並びに職員 ^の 給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)附則第17項の規定による降給とする	教育職員 ^の 給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)附則第12項の規定の適用を受ける職員である者	並びに教育職員 ^の 給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)附則第12項の規定による降給とする	市町村立学校職員 ^の 給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)附則第11項の規定の適用を受ける職員である者	並びに市町村立学校職員 ^の 給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)附則第11項の規定による降給とする	警察職員 ^の 給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)附則第10項の規定の適用を受ける警察官である者	並びに警察職員 ^の 給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)附則第10項の規定による降給とする	<p>第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。</p> <p>第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>
職員 ^の 給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)附則第17項の規定の適用を受ける職員である者	並びに職員 ^の 給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)附則第17項の規定による降給とする								
教育職員 ^の 給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)附則第12項の規定の適用を受ける職員である者	並びに教育職員 ^の 給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)附則第12項の規定による降給とする								
市町村立学校職員 ^の 給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)附則第11項の規定の適用を受ける職員である者	並びに市町村立学校職員 ^の 給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)附則第11項の規定による降給とする								
警察職員 ^の 給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)附則第10項の規定の適用を受ける警察官である者	並びに警察職員 ^の 給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)附則第10項の規定による降給とする								

料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

- (1) 職員の給与に関する条例附則第17項
- (2) 教育職員の給与に関する条例附則第12項
- (3) 市町村立学校職員の給与に関する条例附則第11項
- (4) 警察職員の給与に関する条例附則第10項

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第40号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）第3条第2項第1号及び第2号に規定する報酬）の10分の1以下の額を減じて行うものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）第3条第2項第1号及び第2号に規定する報酬）の10分の1以下の額を減じて行うものとする。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第41号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給、昇格、降格等の基準) 第9条 略 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号</p>	<p>(初任給、昇格、降格等の基準) 第9条 略 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号</p>

給は、人事委員会規則で定めるところにより決定する。

- 3 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（昇給の基準）

第10条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 略

- 3 前項の規定にかかわらず、55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員の昇給は、第1項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

4 略

- 5 職員が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのために危篤となり、若しくは心身に著しい障害を有することとなったとき又は任命権者が別に定める事由に該当するときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、昇給させることができる。

6・7 略

（給料の調整額）

第11条 職員の平常の勤務が、当該職員の属する職務の級と同じ職務の級に属する同種の職務を行う職員の平常の勤務に比して著しく危険、困難又は不健康な勤務その他これらに準ずる特殊な勤務であつて、かつ、その特殊性がその職を職務の級にあてはめるに際して考慮されていないために、当該職員について定められる号給又は給料月額が適当でないと認められるときは、その特殊性に応じ、その号給の額又はその給料月額の100分の25を超えない範囲内において、人事委員会規則で定めるところに従い、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

（通勤手当）

第15条 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項、次項及び第4項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項、次項及び第4項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により

給は、人事委員会規則の定めるところにより決定する。

- 3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第9条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第3項の規定にかかわらず、この規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（昇給の基準）

第10条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 略

- 3 前項の規定にかかわらず、55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員の昇給は、第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

4 略

- 5 職員が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのために危篤となり、若しくは心身に著しい障害を有することとなったとき又は任命権者が別に定める事由に該当するときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。

6・7 略

（給料の調整額）

第11条 職員の平常の勤務が、その者の属する職務の級と同じ職務の級に属する同種の職務を行う職員の平常の勤務に比して著しく危険、困難又は不健康な勤務その他これらに準ずる特殊な勤務であつて、かつ、その特殊性がその職を職務の級にあてはめるに際して考慮されていないために、その者について定められる号給又は給料月額が適当でないと認められるときは、その特殊性に応じ、その号給の額又はその給料月額の100分の25を超えない範囲内において、人事委員会規則で定めるところに従い、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

（通勤手当）

第15条 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であ

- 通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下この項、次項及び第7項において「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 略
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))及び高齢者部分休業職員(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び第4項において「運賃等相当額」という。))。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
- ア 略
- イ 自動車(人事委員会規則で定めるものに限る。イにおいて同じ。)を使用する職員(自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する職員を含む。)
- (ア)～(オ) 略
- (3) 略
- 3 略
- 4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下この項において「新幹線鉄道等」という。))でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。))を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数

- るもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下「自転車等」という。))を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 略
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))及び高齢者部分休業職員(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。))。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
- ア 略
- イ 自動車(人事委員会規則で定めるものに限る。以下同じ。)を使用する職員(自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する職員を含む。)
- (ア)～(オ) 略
- (3) 略
- 3 略
- 4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。))でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。))を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で

で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が4万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、4万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万5,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

5～8 略

(超過勤務手当)

第17条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務の全時間に対して、勤務1時間につき第6条に定める勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)の時間及び勤務時間条例第5条の規定により勤務時間を割り振られ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。以下この項及び次項において同じ。)の合計時間数が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)

(2) 略

5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が4万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、4万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万5,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

5～8 略

(超過勤務手当)

第17条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務の全時間に対して、勤務1時間につき第6条に定める勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の時間及び勤務時間条例第5条の規定により勤務時間を割り振られ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。)の合計時間数が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 略

5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

- (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) 略

6 略

(管理職手当)

第19条の3 略

- 2 管理職手当の月額を、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を100分の25を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

3 略

(初任給調整手当)

第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から11年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとに人事委員会規則で定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1)～(4) 略

2・3 略

(期末手当)

第23条 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額

- (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) 略

6 略

(管理職手当)

第19条の3 略

- 2 管理職手当の月額を、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を100分の25を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

3 略

(初任給調整手当)

第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から11年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとに人事委員会規則の定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1)～(4) 略

2・3 略

(期末手当)

第23条 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれ

に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定幹部職員にあっては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3～5 略

(適用除外)

第25条の2 第9条第1項及び第2項、第10条、第14条、第14条の3から第14条の5まで、第16条の2、第20条、第21条並びに前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

(経過規定)

- 3 この条例施行の際、この条例の規定に相当する従前の規定に基づいて行われた決定及び手続は、この条例の相当規定に基づいて行われたものとみなす。

4～9 略

16 略

(特定日以後の給料月額の特例措置)

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第42号)による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和59年和歌山県条例第3号)第3条第2号に掲げる職員にあっては、63歳)に達した日後における最初の4月1日(附則第19項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第8条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第9条第1項及び第2項並びに第10条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 職員の定年等に関する条例(以下この号から第4号までにおいて「定年条例」という。)第9条第1項又は第2項の規定により定年条例第9条第1項に規定する異動期間(定年条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条第1号及び第3号に掲げる職を占める職員
- (3) 定年条例第3条第2項に規定する職員
- (4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

19 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第21項において「異動日」という。)の前日

ぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定幹部職員にあっては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3～5 略

(適用除外)

第25条の2 第14条、第14条の3から第14条の5まで、第16条の2、第20条、第21条及び前条の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

(経過規定)

- 3 この条例施行の際、この条例の規定に相当する従前の規定に基づいてなされた決定及び手続は、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

4～9 略

16 略

から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第8条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第8条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第19項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第23条第5項（第24条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第23条第5項の規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。

24 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用	基準給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円

用 短 時 間 勤 務 職 員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000
--------------------------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第2再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第3アの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第3イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定 年 前 再	基 準 給 料 月 額						
	円	円	円	円	円	円	円

任用 短時間 勤務 職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000
-----------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第3ウの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務 職員	基 準 給料月額					
	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（勤務延長職員に関する経過措置）

- この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第17項から第24項までの規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号。次項において「定年条例改正条例」という。）附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

- 暫定再任用職員（定年条例改正条例附則第9項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）（定年条例改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号）第12条に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（第5項及び第6項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第9条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される第8条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第8条の2第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する

職務の級に応じた額とする。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第8条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第8条の2第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第2項及び第17条第2項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第23条第3項の規定を適用する。
- 8 新給与条例第24条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号）附則第9項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 9 第9条第1項、第10条第2項、第4項、第6項及び第7項、第14条、第14条の3から第14条の5まで、第16条の2、第21条並びに第25条並びに新給与条例第9条第2項、第10条第1項、第3項及び第5項並びに第20条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 10 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第42号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

目次

第1章 総則(第1条)
 第2章 定年制度(第2条―第5条)
 第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条)
 第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)
 第5章 雑則(第13条)
 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7並びに警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第2項の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

第2条 略

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医師及び病院、保健所その他医療業務を行う施設等において医療業務に従事する歯科医師の定年は、年齢70年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条各項の規定により異動期間(第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。) (第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 略

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

- (1) 医師及び病院、保健所その他医療業務を行う施設等において医療業務に従事する歯科医師 年齢65年
- (2) 庁舎清掃等の業務、炊事業務、病院における看護補助の業務及び学校その他の教育施設の清掃等の業務に従事する者 年齢63年

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の

- 遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。
 - 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
 - 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
 - 5 略

第5条 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(児童福祉法務専門員、医師及び病院、保健所その他医療業務を行う施設等において医療業務に従事する歯科医師が占める職を除く。)とする。

- (1) 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第19条の3第1項、教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第15条の2第1項又は企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年和歌山県条例第19号)第4条の規定により管理職手当を支給される職員の職
- (2) 警視又は警部の階級にある警察官
- (3) 前2号に掲げる職に準ずる職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。

- 遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

第5条 削除

第6条 略

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等をすること

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等をすること。

2. 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官(第1号及び第3号において単に「特定地方警務官」という。)に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命(以下「特定任命」という。)」と、同項第1号及び第3号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第1号中「降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)」とあるのは「特定任命」と、「降任等をする」とあるのは「特定任命を」と、同項第2号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、当該職員が従事している職務に関し、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員^{の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず}公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員^{の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず}公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員^{の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。}

2. 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあ

ると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤務員が退職する場合を除く。）をした者（以下こ

の条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

2 略

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第42号。次項及び第6項において「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条第2号に掲げる職員に対する第3条第1項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条第1項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員に対する第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月	66年
------------------	-----

附 則

2 略

31日まで	
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 6 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年(令和4年改正条例による改正前の第3条第2号に掲げる職員にあつては同号に定める年齢。以下この項において同じ。)に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。
- 7 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官(以下この項において単に「特定地方警務官」という。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第22項の規定は、公布の日から施行する。
(職員の再任用に関する条例の廃止)
- 職員の再任用に関する条例(平成12年和歌山県条例第22号)は、廃止する。
(勤務延長に関する経過措置)
- 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をい

う。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

4 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第3項の規定による勤務について準用する。
（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

6 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第11項又は第12項の規定により採用する

- ことをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者
- 7 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 8 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 9 暫定再任用職員（附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 10 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 11 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 12 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要

する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第21項において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

13 前2項の場合においては、附則第8項から第10項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

15 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

16 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

17 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第6項から第13項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項から附則第20項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

20 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第18項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

21 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

22 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第43号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (2) 略 (3) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</u></p>	<p>(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。</u>） (2) 略 (3) <u>地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</u></p>

(4) 略	(4) 略
(5) <u>職員</u> の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員	
(6) 略	(5) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項又は第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項又は第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員を除く。)」とする。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第44号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(1週間の勤務時間) 第2条 略 2 略 3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4・5 略	(1週間の勤務時間) 第2条 略 2 略 3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4・5 略
(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜	(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加

日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間につき1日当たり7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

- 第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員
20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）

(2)・(3) 略

2・3 略

- （臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等）
第20条 臨時又は非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。

えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間につき1日当たり7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

- 第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員
20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）

(2)・(3) 略

2・3 略

- （臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等）
第20条 臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された

職員は、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第45号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の派遣） 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用される職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。） (2) 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。） (3)・(4) 略 (5) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員 (6) 略 3 略</p>	<p>（職員の派遣） 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用される職員を除く。） (2) 非常勤職員（地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用される職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。） (3)・(4) 略 (5) 略 3 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第46号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特定業務等短時間勤務職員に対する職員の給与条例の適用除外等) 第10条 略 2 特定業務等短時間勤務職員に対する職員の給与条例第15条第2項及び第17条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第15条第2項及び第17条第2項中「定年前提任用短時間勤務職員」とあるのは、「 <u>特定業務等短時間勤務職員</u> 」とする。	(特定業務等短時間勤務職員に対する職員の給与条例の適用除外等) 第10条 略 2 特定業務等短時間勤務職員に対する職員の給与条例第15条第2項及び第17条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第15条第2項及び第17条第2項中「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」とあるのは、「特定業務等短時間勤務職員」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第47号

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の高齢者部分休業に関する条例(平成16年和歌山県条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(高齢者部分休業) 第2条 略 2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、 <u>55歳</u> とする。 3 略	(高齢者部分休業) 第2条 略 2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、 <u>職員の定年等に関する条例(昭和59年和歌山県条例第3号)第3条本文に規定する年齢(同条各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢)から5年を減じた年齢</u> とする。 3 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第48号

和歌山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成16年和歌山県条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) 略	(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

職員の給料等の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第49号

職員の給料等の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給料等の臨時特例に関する条例(平成25年和歌山県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の給与に関する条例の特例) 第1条 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号。以下この条において「職員の給与条例」という。)第8条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員(職員の給与条例第2条第1項に規定する職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「令和5年旧地方公務員法」という。))第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。))をいう。以下この条において同じ。)に対する給料月額(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第6号)附則第9項から第11項までの規定による給料を支給される職員にあっては、当該給料の額を加えた額。以下この条において同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級	(職員の給与に関する条例の特例) 第1条 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号。以下この条において「職員の給与条例」という。)第8条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員(職員の給与条例第2条第1項に規定する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。))をいう。以下この条において同じ。)に対する給料月額(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第6号)附則第9項から第11項までの規定による給料を支給される職員にあっては、当該給料の額を加えた額。以下この条において同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を減ずるものとする。ただし、手当の額及び給料の調整額

の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を減ずるものとする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

表 略

2 略

(教育職員の給与に関する条例の特例)
 第2条 特例期間においては、教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員の給与条例」という。)第8条第3項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員(教育職員の給与条例第2条に規定する職員(令和5年旧地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。))をいう。以下この条において同じ。)に対する給料月額(教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第7号)附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、当該給料の額を加えた額。以下この条において同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を減ずるものとする。ただし、手当の額、給料の調整額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年和歌山県条例第38号)第3条第1項に規定する教職調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

表 略

2 略

(市町村立学校職員の給与に関する条例の特例)
 第3条 特例期間においては、市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学校職員の給与条例」という。)第10条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員(市町村立学校職員の給与条例第2条第1項に規定する職員(令和5年旧地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。))をいう。以下この条において同じ。)に対する給料月額(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第45号)附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、当該給料の額を加えた額。以下この条において同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を減ずるものとする。ただし、手当の額、給料の調整額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項に規定する教職調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

表 略

2 略

(警察職員の給与に関する条例の特例)
 第4条 特例期間においては、警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号。以下「警察職員の給与条例」という。)第7条第3項の給料表の適用を受ける警察官(警察職員の給与条例第2条第2項に規定する警察官(令和5年旧地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された警察官を除く。))をいう。以下この条において同じ。)に対する給料月額(警察職員の給与に関する条例の一部を改正する

の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

表 略

2 略

(教育職員の給与に関する条例の特例)
 第2条 特例期間においては、教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員の給与条例」という。)第8条第3項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員(教育職員の給与条例第2条に規定する職員(地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。))をいう。以下この条において同じ。)に対する給料月額(教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第7号)附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、当該給料の額を加えた額。以下この条において同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を減ずるものとする。ただし、手当の額、給料の調整額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年和歌山県条例第38号)第3条第1項に規定する教職調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

表 略

2 略

(市町村立学校職員の給与に関する条例の特例)
 第3条 特例期間においては、市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学校職員の給与条例」という。)第10条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員(市町村立学校職員の給与条例第2条第1項に規定する職員(地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。))をいう。以下この条において同じ。)に対する給料月額(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第45号)附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、当該給料の額を加えた額。以下この条において同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を減ずるものとする。ただし、手当の額、給料の調整額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項に規定する教職調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

表 略

2 略

(警察職員の給与に関する条例の特例)
 第4条 特例期間においては、警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号。以下「警察職員の給与条例」という。)第7条第3項の給料表の適用を受ける警察官(警察職員の給与条例第2条第2項に規定する警察官(地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された警察官を除く。))をいう。以下この条において同じ。)に対する給料月額(警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成

条例（平成18年和歌山県条例第49号）附則第9項から第11項までの規定による給料を支給される警察官にあっては、当該給料の額を加えた額。以下この条において同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に当該警察官に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を減ずるものとする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

表 略

2 略

18年和歌山県条例第49号）附則第9項から第11項までの規定による給料を支給される警察官にあっては、当該給料の額を加えた額。以下この条において同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に当該警察官に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を減ずるものとする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

表 略

2 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第50号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。		(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
事務	市町村	事務	市町村
略		略	
33 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。） <u>、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「施行令」という。）</u> 、和歌山県建築基準法施行条例（平成13年和歌山県条例第23号。以下この項において「条例」という。）並びに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 略 (5) 法第43条第2項、第47条ただし書、第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書及び第14項ただし書（法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第51条ただし書（法第87条第2項及び第3	略	33 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。） <u>、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「施行令」という。）</u> 、和歌山県建築基準法施行条例（昭和35年和歌山県条例第31号。以下この項において「条例」という。）並びに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 略 (5) 法第43条第2項、第47条ただし書、第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書及び第14項ただし書（法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第51条ただし書（法第87条第2項及び第3	略

<p>項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の3第1項第3号及び第2項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項、第6項及び第7項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項並びに第87条の3第3項、第6項及び第7項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理</p> <p>(6)～(16) 略</p>		<p>項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の3第1項第3号及び第2項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項、第5項及び第6項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項並びに第87条の3第3項、第5項及び第6項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理</p> <p>(6)～(16) 略</p>	
略		略	
<p>37 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下この項から39の項までにおいて「法」という。)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下この項及び39の項において「施行規則」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(11) 略</p>	略	<p>37 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下この項から40の項までにおいて「法」という。)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下この項及び40の項において「施行規則」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(11) 略</p>	略
略		略	
<p>66 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下この項及び次項において「法」という。))に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第59条第1項の規定による報告の徴収、立入調査及び質問、同条第3項の規定による勧告、同条第4項の規定による公表、同条第5項の規定による意見の聴取及び命令、同条第7項の規定による情報の提供の要求並びに同条第9項の規定による公表(保育所及び家庭的保育事業等を行う施設又は事務所に係るものに限る。)</p> <p>(5)・(6) 略</p>	略	<p>66 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下この項及び次項において「法」という。))に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第59条第1項の規定による報告の徴収、立入調査及び質問、同条第3項の規定による勧告、同条第4項の規定による公表並びに同条第5項の規定による意見の聴取及び命令(保育所及び家庭的保育事業等を行う施設又は事務所に係るものに限る。)</p> <p>(5)・(6) 略</p>	略
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第51号

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条の3 略</p> <p>第21条 略</p> <p><u>（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用）</u></p> <p>第22条 法第74条に規定する提出、縦覧、通知、届出、閲覧及び交付（以下この条において「手続等」と総称する。）を電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合における当該手続等については、和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）第3条から第6条までに基づき定められた規則等の規定の例による。</p> <p>第23条・第24条 略</p>	<p><u>（電磁的方法）</u></p> <p>第2条の3 法第14条の7第3項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法は、規則で定める。</p> <p>第2条の4 略</p> <p>第21条 略</p> <p>第22条・第23条 略</p>

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の3を削り、第2条の4を第2条の3とする改正規定は、公布の日から施行する。

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第52号

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例（平成3年和歌山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる修学資金、研修資金又は研究資金（以下「修学資金等」という。）の貸与を受けた者が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ当該右欄に掲げるところによりその返還に係る債務を免除するこ</p>	<p>知事は、次の表の左欄に掲げる修学資金、研修資金又は研究資金（以下「修学資金等」という。）の貸与を受けた者が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ当該右欄に掲げるところによりその返還に係る債務を免除するこ</p>

とができる。

修学資金等の種類		免除の条件	免除の範囲
略			
精神科医師確保研究資金	略	略	
特定診療科医師確保修学資金	県内における産科、精神科又は小児科(以下この項において「特定診療科」という。)の診療に従事する医師の確保及び充実に資するため、和歌山県立医科大学において医学を履修する課程に在学する学生で、県内の医療法第5条の2第1項に規定する医師の確保を特に図るべき区域に所在する医療機関等であつて、規則で定めるもの(以下この項において「地域派遣対象医療機関」という。)で勤務し、特定診療科の診療に従事しようとする者に対して貸与する修学資金	(1) 医師免許を取得した後引き続き県内の公的医療機関、医師法第16条の2第1項に規定する病院のうち知事が指定するものその他知事が特認める医療機関(以下この項において「県内公的医療機関等」という。)において医業に従事した期間(研修等を受けた期間を含む。以下この項において「業務従事期間」という。)が、修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間(当該期間が9年に満たないときは、9年とする。)に達し、かつ、当該期間の2分の1以上の期間が、知事が指定する地域派遣対象医療機関に勤務し、特定診療科の診療に従事した期間であるとき。ただし、災害、疾病その他やむを得ない事由が生じたときは、当該事由が存続する間は、県内公的医療機関等において引き続き医業に従事し、又は研修等を受けることを要しないものとする。	債務の全部
		(2) 業務従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は医業若しくは研修等に起因する心身の故	

とができる。

修学資金等の種類		免除の条件	免除の範囲
略			
精神科医師確保研究資金	略	略	

	障のため、県内公的医療機関等において医業又は研修等を継続することができなくなったとき。	
	(3) 前号に該当する場合を除くほか、死亡その他やむを得ない理由により、貸与を受けた修学資金を返還することが困難であると認められるとき。	債務の全部又は一部

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第53号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第22条 第6条、第6条の3、第7条の2及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第22条 第6条、第6条の3、第7条の2及び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員には適用しない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条、第6条の3、第7条の2及び第16条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第54号

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県建築基準法施行条例(平成13年和歌山県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特定の建築物に対する適用除外) 第16条 次に掲げる建築物については、第5条から第14条までの規定は、適用しない。 (1) <u>法第85条第6項又は第7項の規定による許可を受けた建築物</u> (2) 略 (3) <u>法第87条の3第6項又は第7項の規定による許可を受けた建築物</u>	(特定の建築物に対する適用除外) 第16条 次に掲げる建築物については、第5条から第14条までの規定は、適用しない。 (1) <u>法第85条第5項又は第6項の規定による許可を受けた建築物</u> (2) 略 (3) <u>法第87条の3第5項又は第6項の規定による許可を受けた建築物</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第55号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(初任給、昇格及び降格の基準) 第9条 略 2 <u>地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>	(初任給、昇格及び降格の基準) 第9条 略 2 <u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u>

(昇給の基準)
 第10条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 略
- 3 前項の規定にかかわらず、55歳を超える職員の昇給は、第1項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 4 略
- 5 職員が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのために危篤となり、若しくは心身に著しい障害を有することとなったとき又は任命権者が別に定める事由に該当するときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、昇給させることができる。
- 6・7 略

(給料の調整額)
 第10条の2 次の各号に掲げる職員については、その職務の特殊性を考慮し、当該職員について定められる号給の額又はその給料月額^{の100分の25を超えない範囲内において}、人事委員会規則で定めるところに従い、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。
 (1)・(2) 略

(産業教育手当)
 第15条 農業、工業若しくは農業実習又は工業実習の教諭普通免許状又は助教諭の免許状を有する副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は講師(以下この項において「副校長等」という。)が、農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業の科目を主として担任する場合には、当該副校長等に対し、教育委員会規則で定めるところにより、当該副校長等の給料月額^{の100分の5(定時制通信教育手当を受ける者}にあっては100分の3)に相当する額を超えない範囲内において、産業教育手当を支給する。

- 2 前項に規定する農業又は工業の課程において、教育委員会規則で定める実習助手(以下この項において「実習助手」という。)が、実習を伴う農業又は工業に関する科目について、教諭の職務を助ける場合には、当該実習助手に対し、前項の規定の例により、産業教育手当を支給する。

(管理職手当)
 第15条の2 校長並びに副校長及び教頭並びに管理又は監督の職にある主幹教諭及び教諭のうち人事委員会が指定するもの(以下この項において「指定職員」という。)には、その職務の特殊性に基づき、当該指定職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額^{の100分の16に相当する額を超えない範囲内において}人事委員会規則で定めるところにより、管理職手当を支給する。

2 略

第9条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第2項の規定にかかわらず、この規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇給の基準)
 第10条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 略
- 3 前項の規定にかかわらず、55歳を超える職員の昇給は、第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 4 略
- 5 職員が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのために危篤となり、若しくは心身に著しい障害を有することとなったとき又は任命権者が別に定める事由に該当するときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。
- 6・7 略

(給料の調整額)
 第10条の2 次の各号に掲げる職員については、その職務の特殊性を考慮し、その者について定められる号給の額又はその給料月額^{の100分の25を超えない範囲内において}、人事委員会規則の定めるところに従い、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。
 (1)・(2) 略

(産業教育手当)
 第15条 農業、工業若しくは農業実習又は工業実習の教諭普通免許状又は助教諭の免許状を有する副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は講師が、農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業の科目を主として担任する場合には、その者に対し、教育委員会規則の定めるところにより、その者の給料月額^{の100分の5(定時制通信教育手当を受ける者}にあっては100分の3)に相当する額を超えない範囲内において、産業教育手当を支給する。

- 2 前項に規定する農業又は工業の課程において、教育委員会規則で定める実習助手が、実習を伴う農業又は工業に関する科目について、教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、前項の規定の例により、産業教育手当を支給する。

(管理職手当)
 第15条の2 校長並びに副校長及び教頭並びに管理又は監督の職にある主幹教諭及び教諭のうち人事委員会が指定するものには、その職務の特殊性に基づき、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額^{の100分の16に相当する額を超えない範囲内において}人事委員会規則の定めるところにより、管理職手当を支給する。

2 略

(通勤手当)
第15条の3 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項、次項及び第4項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項、次項及び第4項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下この項、次項及び第7項において「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 略
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))及び高齢者部分休業職員(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に係る第2号に定める額にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び第4項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
 - ア 略
 - イ 自動車(人事委員会規則で定めるものに限る。イにおいて同じ。)を使用する職員(自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する職員を含む。)
 - (ア)～(オ) 略
- (3) 略
- 3 略
- 4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下この項において「新幹線鉄道等」という。))でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その

(通勤手当)
第15条の3 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 略
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))及び高齢者部分休業職員(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に係る第2号に定める額にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
 - ア 略
 - イ 自動車(人事委員会規則で定めるものに限る。以下同じ。)を使用する職員(自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する職員を含む。)
 - (ア)～(オ) 略
- (3) 略
- 3 略
- 4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。))でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃

利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が4万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、4万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万5,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略
5～8 略

(初任給調整手当)

第15条の4 特殊な専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとに人事委員会規則で定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2・3 略

(定時制通信教育手当)

第16条の2 高等学校で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第53条に規定する定時制の課程(以下この条において「定時制の課程」という。)又は同法第54条に規定する通信制の課程(以下この条において「通信制の課程」という。)を置くものの職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものには、当該職員の給料月額100分の5(管理職手当を受ける者については、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の4を超えない範囲内において、教育委員会がそれぞれ定める割合)に相当する額を超えない範囲内において、定時制通信教育手当を支給する。

(1)～(4) 略

(5) 定時制の課程で行う教育を本務として夜間における教育に従事し、又は本務として通信制の課程で行う教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)及び教育委員会規則で定める実習助手

(超過勤務手当)

第17条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務の全時間に対して、勤務1時間につき第6条に定める勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の12.5から100分の15.0までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を

等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が4万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、4万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万5,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略
5～8 略

(初任給調整手当)

第15条の4 特殊な専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとに人事委員会規則の定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2・3 略

(定時制通信教育手当)

第16条の2 高等学校で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第53条に規定する定時制の課程(以下この条において「定時制の課程」という。)又は同法第54条に規定する通信制の課程(以下この条において「通信制の課程」という。)を置くものの職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものには、その者の給料月額100分の5(管理職手当を受ける者については、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の4を超えない範囲内において、教育委員会がそれぞれ定める割合)に相当する額を超えない範囲内において、定時制通信教育手当を支給する。

(1)～(4) 略

(5) 定時制の課程で行う教育を本務として夜間における教育に従事し、又は本務として通信制の課程で行う教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項の規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)及び教育委員会規則で定める実習助手

(超過勤務手当)

第17条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務の全時間に対して、勤務1時間につき第6条に定める勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の12.5から100分の15.0までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗

乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

- 2 定年再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)の時間及び勤務時間条例第5条の規定により勤務時間を割り振られ、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。以下この項及び次項において同じ。)の合計時間数が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 略

- 5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) 略

6 略

(期末手当)

第19条 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 定年再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以

じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

- 2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の時間及び勤務時間条例第5条の規定により勤務時間を割り振られ、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。)の合計時間数が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 略

- 5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) 略

6 略

(期末手当)

第19条 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以

下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

(義務教育等教員特別手当)

第20条の2 高等学校、特別支援学校及び中学校に勤務する職員には、月額8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 略

(適用除外)

第21条の2 第9条第1項、第10条、第11条、第14条、第14条の3、第14条の4、第15条の4、第16条の3から第16条の5まで及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

(経過規定)

- 3 この条例施行の際、この条例の規定に相当する従前の規定に基づいて行われた決定及び手続は、この条例の相当規定に基づいて行われたものとみなす。

4 略

11 略

(特定日以後の給料月額の特例措置)

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第14項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第8条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第9条第1項、第10条第2項及び第3項並びに第11条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

13 前項の規定は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及

下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

(義務教育等教員特別手当)

第20条の2 高等学校、特別支援学校及び中学校に勤務する職員には、月額8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 略

(適用除外)

第21条の2 第14条、第14条の3、第14条の4、第15条の4、第16条の3から第16条の5まで及び前条の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

(経過規定)

- 3 この条例施行の際、この条例の規定に相当する従前の規定に基づいてなされた決定及び手続は、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

4 略

11 略

び非常勤職員には適用しない。

- 14 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第16項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第8条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第8条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 17 附則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 18 附則第14項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第19条第5項(第20条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第19条第5項の規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 19 附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第2再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

別表第3再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(勤務延長職員に関する経過措置)

- この条例による改正後の教育職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第12項から第19項までの規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号。次項において「定年条例改正条例」という。）附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

- 暫定再任用職員（定年条例改正条例附則第9項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）（定年条例改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号）第12条に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（第5項及び第6項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第9条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」

- という。)であるものとした場合に適用される第8条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第8条の2第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第8条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第8条の2第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条の3第2項及び第17条第2項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第19条第3項及び第20の2第1項の規定を適用する。
- 8 新給与条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号）附則第9項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 9 第9条第1項、第10条第2項、第4項、第6項及び第7項、第11条、第14条、第14条の3、第14条の4、第16条の3から第16条の5まで並びに第21条並びに新給与条例第10条第1項、第3項及び第5項並びに第15条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 10 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第56号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格及び降格の基準)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(昇給の基準)</p> <p>第12条 職員の昇給は、教育委員会規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、55歳を超える職員の昇給は、第1項に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 職員が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのために危篤となり、若しくは心身に著しい障害を有することとなったとき又は任命権者が別に定める事由に該当するときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、教育委員会規則で<u>定めるところにより</u>、昇給させることができる。</p> <p>6・7 略</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第12条の2 職員のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に定める特別支援学級を担当し、又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条に定める特別の教育課程の授業を担当する教育職員であって、特別支援教育に直接従事することを本務とするもの(以下この条において「<u>特別支援教育従事者</u>」という。)については、その職務の特殊性を考慮し、<u>当該特別支援教育従事者について定められる号給の額又は給料月額の100分の8を超えない範囲内において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。</u></p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第17条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた学校栄養職員等には、その勤務の全時間に対して、勤務1時間につき第8条に定める勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150まで</p>	<p>(初任給、昇格及び降格の基準)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「<u>再任用職員</u>」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の<u>再任用職員</u>の欄に掲げる給料月額のうち、<u>その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>第11条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の給料月額は、<u>前条第2項の規定にかかわらず、この規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(昇給の基準)</p> <p>第12条 職員の昇給は、教育委員会規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、55歳を超える職員の昇給は、第1項に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 職員が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのために危篤となり、若しくは心身に著しい障害を有することとなったとき又は任命権者が別に定める事由に該当するときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、教育委員会規則で<u>定めるところにより</u>、昇給させることができる。</p> <p>6・7 略</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第12条の2 職員のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に定める特別支援学級を担当し、又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条に定める特別の教育課程の授業を担当する教育職員であって、特別支援教育に直接従事することを本務とするものについては、その職務の特殊性を考慮し、<u>その者について定められる号給の額又は給料月額の100分の8を超えない範囲内において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。</u></p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第17条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた学校栄養職員等には、その勤務の全時間に対して、勤務1時間につき第8条に定める勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150まで</p>

の範囲内で教育委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

- 2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超過してした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超過してした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で教育委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

- 4 正規の勤務時間を超過して勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超過してした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の時間及び勤務時間条例第5条の規定により勤務時間を割り振られ、割振り変更前の正規の勤務時間を超過して割り振られた勤務時間中にした勤務の時間（教育委員会規則で定める時間を除く。以下この項及び次項において同じ。）の合計時間数が1箇月について60時間を超過した学校栄養職員等には、その60時間を超過して勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超過してした勤務の時間100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）

(2) 略

- 5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に学校栄養職員等が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超過して勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超過してした勤務の時間100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する教育委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 略

6 略

(管理職手当)

第17条の2 第2条第1項各号に掲げる職員のうち、校長並びに副校長及び教頭（以下この条において「校長等」という。）については、その職務の特殊性に基づき、当該校長等の属する職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の16に相当する額を超えない範囲内において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、管理職手当を支給する。

の範囲内で教育委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

- 2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超過してした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超過してした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で教育委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

- 4 正規の勤務時間を超過して勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超過してした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち教育委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の時間及び勤務時間条例第5条の規定により勤務時間を割り振られ、割振り変更前の正規の勤務時間を超過して割り振られた勤務時間中にした勤務の時間（教育委員会規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。）の合計時間数が1箇月について60時間を超過した学校栄養職員等には、その60時間を超過して勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超過してした勤務の時間100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 略

- 5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に学校栄養職員等が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超過して勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超過してした勤務の時間100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する教育委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 略

6 略

(管理職手当)

第17条の2 第2条第1項各号に掲げる職員のうち、校長並びに副校長及び教頭については、その職務の特殊性に基づき、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の16に相当する額を超えない範囲内において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、管理職手当を支給する。

(通勤手当)
第17条の3 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項、次項及び第4項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項、次項及び第4項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で教育委員会規則で定めるもの(以下この項、次項及び第7項において「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 略
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))及び高齢者部分休業職員(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び第4項において「運賃等相当額」という。))。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
 - ア 略
 - イ 自動車(教育委員会規則で定めるものに限る。イにおいて同じ。))を使用する職員(自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する職員を含む。)
 (ア)～(イ) 略
- (3) 略
- 3 略
- 4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下この項において「新幹線鉄道等」という。))でその利用が教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その

(通勤手当)
第17条の3 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で教育委員会規則で定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 略
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))及び高齢者部分休業職員(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。))。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
 - ア 略
 - イ 自動車(教育委員会規則で定めるものに限る。以下同じ。))を使用する職員(自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する職員を含む。)
 (ア)～(イ) 略
- (3) 略
- 3 略
- 4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。))でその利用が教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃

利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が4万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、4万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万5,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略
5～8 略

(初任給調整手当)

第17条の4 特殊な専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で教育委員会規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとに教育委員会規則で定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2・3 略

(定時制通信教育手当)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する職員には、当該職員の給料月額100分の5(管理職手当を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の4を超えない範囲内において、教育委員会がそれぞれ定める割合)に相当する額を超えない範囲内において、定時制通信教育手当を支給する。

(1)～(4) 略

(5) 定時制の課程の授業を担当する教員(定時制課程の教育を本務として夜間における教育に従事する教諭、助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)に限る。)

(義務教育等教員特別手当)

第21条の2 小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校に勤務する教育職員には、月額8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)の別に応じて、教育委員会規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 略

(適用除外)

第22条の2 第11条第1項、第12条、第13条、第16条、第16条の3、第16条の4、第17条の4、第18条の3から第18条の5まで、第20条及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が4万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、4万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万5,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略
5～8 略

(初任給調整手当)

第17条の4 特殊な専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で教育委員会規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとに教育委員会規則で定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2・3 略

(定時制通信教育手当)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する職員には、その者の給料月額100分の5(管理職手当を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の4を超えない範囲内において、教育委員会がそれぞれ定める割合)に相当する額を超えない範囲内において、定時制通信教育手当を支給する。

(1)～(4) 略

(5) 定時制の課程の授業を担当する教員(定時制課程の教育を本務として夜間における教育に従事する教諭、助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)に限る。)

(義務教育等教員特別手当)

第21条の2 小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校に勤務する教育職員には、月額8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級)の別に応じて、教育委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 略

(適用除外)

第22条の2 第16条、第16条の3、第16条の4、第17条の4、第18条の3から第18条の5まで、第20条及び前条の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則
(経過規定)

- 2 この条例施行の際、この条例の規定に相当する従前の規定に基づいて行われた決定及び手続は、この条例の相当規定に基づいて行われたものとみなす。
- 3 略
- 10 略

(特定日以後の給料月額の特例措置)

- 11 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第13項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第10条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第11条第1項、第12条第2項及び第3項並びに第13条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 12 前項の規定は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には適用しない。
- 13 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第15項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第10条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第10条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受

附 則
(経過規定)

- 2 この条例施行の際、この条例の規定に相当する従前の規定に基づいてなされた決定及び手続は、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。
- 3 略
- 10 略

ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

別表第2再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

別表第3再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		円	円	円	円	円
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(勤務延長職員に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第11項から第17項までの規定の適用については、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第55号）附則第2項の規定の例による。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

- 3 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号。以下この項において「定年条例改正条例」という。）附則第9項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）（定年条例改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号）第12条に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（第5項及び第6項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第11条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（第5項及び第6項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される第10条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第10条の2第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第10条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第10条の2第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する

勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条第2項及び第17条の3第2項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第21の2第1項の規定を適用する。
- 8 第11条第1項、第12条第2項、第4項、第6項及び第7項、第13条、第16条、第16条の3、第16条の4、第18条の3から第18条の5まで、第20条並びに第22条並びに新給与条例第12条第1項、第3項及び第5項並びに第17条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第57号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 略 2 この条例において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p style="text-align: center;">付 則 (施行期日) 1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。</p> <p>(教職調整額の支給額の特例措置) 2 <u>教育職員の給与条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料を支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項の規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と教育職員の給与条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p> <p>3 <u>市町村立学校職員の給与条例附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料を支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項の規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と市町村立学校職員の給与条例附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料の</u></p>	<p>(定義) 第2条 略 2 この条例において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p style="text-align: center;">付 則 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。</p>

額との合計額」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第58号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格、降格等の基準)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員である警察官(以下「<u>定年前再任用短時間勤務警察官</u>」という。)の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務警察官に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務警察官の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務警察官の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務警察官の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(昇給の基準)</p> <p>第9条 警察官の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該警察官</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、55歳を超える警察官の昇給は、第1項に規定する期間における<u>当該警察官</u>の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 警察官が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのために危篤となり、若しくは心身に著しい障害を有することとなったとき又は任命権者が別に定める事由に該当するときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、昇給させることができる。</p> <p>6・7 略</p> <p>(給料の調整額)</p>	<p>(初任給、昇格、降格等の基準)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された警察官(以下「<u>再任用警察官</u>」という。)の給料月額は、<u>その者に適用される給料表の再任用警察官の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>第8条の2 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める警察官(以下「再任用短時間勤務警察官」という。)の給料月額は、前条第2項の規定にかかわらず、この規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(昇給の基準)</p> <p>第9条 警察官の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、55歳を超える警察官の昇給は、第1項に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 警察官が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのために危篤となり、若しくは心身に著しい障害を有することとなったとき又は任命権者が別に定める事由に該当するときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、昇給させることができる。</p> <p>6・7 略</p> <p>(給料の調整額)</p>

第9条の2 警察官の平常の勤務が、当該警察官の属する職務の級と同じ職務の級に属する同種の職務を行う警察官の平常の勤務に比して著しく危険、困難又は不健康な勤務その他これらに準ずる特殊な勤務であつて、かつ、その特殊性がその職を職務の級にあてはめるに際して考慮されていないために、当該警察官について定められる号給又は給料月額が適当でない認められるときは、その特殊性に応じ、その号給の額又はその給料月額の100分の25を超えない範囲内において、人事委員会規則で定めるところに従い、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

(通勤手当)

第13条 次に掲げる警察官には、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項、次項及び第4項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項、次項及び第4項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする警察官(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である警察官以外の警察官であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる警察官を除く。)
 - (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下この項、次項及び第7項において「自転車等」という。)を使用することを常例とする警察官(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である警察官以外の警察官であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる警察官を除く。)
 - (3) 略
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務警察官、修学部分休業警察官(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた警察官をいう。))及び高齢者部分休業警察官(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた警察官をいう。))のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める警察官に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。
- (1) 前項第1号に掲げる警察官 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該警察官の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び第4項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該警察官が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該警察官の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
 - (2) 前項第2号に掲げる警察官 次に掲げる警察官の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

第9条の2 警察官の平常の勤務が、その者の属する職務の級と同じ職務の級に属する同種の職務を行う警察官の平常の勤務に比して著しく危険、困難又は不健康な勤務その他これらに準ずる特殊な勤務であつて、かつ、その特殊性がその職を職務の級にあてはめるに際して考慮されていないために、その者について定められる号給又は給料月額が適当でない認められるときは、その特殊性に応じ、その号給の額又はその給料月額の100分の25を超えない範囲内において、人事委員会規則で定めるところに従い、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

(通勤手当)

第13条 次に掲げる警察官には、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする警察官(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である警察官以外の警察官であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる警察官を除く。)
 - (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする警察官(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である警察官以外の警察官であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる警察官を除く。)
 - (3) 略
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額(再任用短時間勤務警察官、修学部分休業警察官(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた警察官をいう。))及び高齢者部分休業警察官(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた警察官をいう。))のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める警察官に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。
- (1) 前項第1号に掲げる警察官 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
 - (2) 前項第2号に掲げる警察官 次に掲げる警察官の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 略

イ 自動車(人事委員会規則で定めるものに限る。イにおいて同じ。)を使用する警察官(自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する警察官を含む。)

(7)～(ホ) 略

(3) 略

3 略

4 第1項第1号又は第3号に掲げる警察官のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下この項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該警察官の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が4万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、4万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該警察官が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万5,000円を超えるときは、当該警察官の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

5～8 略

(超過勤務手当)

第15条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた警察官には、その勤務の全時間に対して、勤務1時間につき第5条に定める勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 定年前再任用短時間勤務警察官が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次

ア 略

イ 自動車(人事委員会規則で定めるものに限る。以下同じ。)を使用する警察官(自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する警察官を含む。)

(7)～(ホ) 略

(3) 略

3 略

4 第1項第1号又は第3号に掲げる警察官のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が4万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、4万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万5,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

5～8 略

(超過勤務手当)

第15条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた警察官には、その勤務の全時間に対して、勤務1時間につき第5条に定める勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 再任用短時間勤務警察官が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条におい

項において同じ。)の時間及び勤務時間条例第5条の規定により勤務時間を割り振られ、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。以下この項及び次項において同じ。)の合計時間数が1箇月について60時間を超えた警察官には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間
100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)

(2) 略

5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に警察官が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間
100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) 略

6 略

(管理職手当)

第18条 略

2 管理職手当の月額、当該警察官の属する職務の級における最高の号給の給料月額100分の20を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

3 略

(期末手当)

第21条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項第1号及び第2号において「特定幹部警察官」という。)にあつては、100分の100を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該警察官の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する警察官に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該警察官の勤務成績に応じて、それぞれ基

て同じ。)の時間及び勤務時間条例第5条の規定により勤務時間を割り振られ、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。)の合計時間数が1箇月について60時間を超えた警察官には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間
100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 略

5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に警察官が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間
100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) 略

6 略

(管理職手当)

第18条 略

2 管理職手当の月額、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額100分の20を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

3 略

(期末手当)

第21条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。)にあつては、100分の100を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する警察官に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人

準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した警察官で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。

- 2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、当該警察官に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官以外の警察官 当該警察官の勤労手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定幹部警察官にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官 当該定年前再任用短時間勤務警察官の勤労手当基礎額に100分の45(特定幹部警察官にあっては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3～5 略

(適用除外)

第23条の2 第8条第1項、第9条、第12条、第12条の3、第12条の4、第14条の2、第20条及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務警察官には適用しない。

附 則

(経過規定)

- 2 この条例施行の際、この条例の規定に相当する従前の法令又は市町村の条例の規定に基づいて行われた決定及び手続は、この条例の相当規定に基づいて行われたものとみなす。

3～7 略

9 略

(特定日以後の給料月額の特例措置)

10 当分の間、警察官の給料月額は、当該警察官が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第12項及び第14項において「特定日」という。)以後、当該警察官に適用される給料表の給料月額のうち、第7条の2第2項の規定により当該警察官の属する職務の級並びに第8条第1項並びに第9条第2項及び第3項の規定により当該警察官の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

11 前項の規定は、次に掲げる警察官には適用しない。

(1) 臨時的に任用される警察官その他の法律により任期を定めて任用される警察官及び非常勤職員である警察官

(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年和歌山県条例第3号。以下この号及び次号において「定年条例」という。)第9条第1項又は第2項の規定により定年条例第9条第1項に規定する異動期間(定年条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条第2号に掲げる職を占める警察官

事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した警察官で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。

- 2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の警察官のうち再任用警察官以外の警察官 当該警察官の勤労手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定幹部警察官にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の警察官のうち再任用警察官 当該再任用警察官の勤労手当基礎額に100分の45(特定幹部警察官にあっては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3～5 略

(適用除外)

第23条の2 第12条、第12条の3、第12条の4、第14条の2、第20条及び前条の規定は、再任用警察官には適用しない。

附 則

(経過規定)

- 2 この条例施行の際、この条例の規定に相当する従前の法令又は市町村の条例の規定に基づいてなされた決定及び手続は、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

3～7 略

9 略

- (3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している警察官(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた警察官を除く。)
- 12 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた警察官であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第16項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける警察官のうち、特定日に附則第10項の規定により当該警察官の受ける給料月額(以下この項及び附則第14項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該警察官が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる警察官(人事委員会規則で定める警察官を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該警察官の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される警察官の受ける給料月額との合計額が第7条の2第2項の規定により当該警察官の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第7条の2第2項の規定により当該警察官の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該警察官の受ける給料月額」とする。
- 14 警察法第56条の4第1項の規定による警視以下の階級にある警察官への任命をされた警察官のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該警察官が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる警察官(人事委員会規則で定める警察官を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該警察官の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 15 附則第13項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第13項中「前項」とあるのは「第14項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。
- 16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける警察官(附則第10項の規定の適用を受ける警察官に限り、附則第12項に規定する警察官を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される警察官との権衡上必要があると認められる警察官には、当分の間、当該警察官の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第12項及び第13項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 17 附則第12項、第14項又は前項の規定による給

料を支給される警察官以外の附則第10項の規定の適用を受ける警察官であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される警察官との権衡上必要があると認められる警察官には、当分の間、当該警察官の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第12項、第14項又は前2項の規定による給料を支給される警察官に対する第21条第5項(第22条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第21条第5項の規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。

19 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第2 再任用警察官以外の警察官の欄中「再任用警察官」を「定年前再任用短時間勤務警察官」に改め、同表再任用警察官の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務警察官	基準給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(勤務延長された警察官に関する経過措置)

2 この条例による改正後の警察職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第10項から第19項までの規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第42号。次項において「定年条例改正条例」という。)附則第3項の規定により勤務している警察官には適用しない。

(暫定再任用警察官に関する経過措置)

3 暫定再任用警察官(定年条例改正条例附則第9項に規定する暫定再任用職員である警察官をいう。以下同じ。)(定年条例改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例(昭和59年和歌山県条例第3

- 号) 第12条に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用警察官（第5項及び第6項において「暫定再任用短時間勤務警察官」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用警察官が新給与条例第8条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務警察官（以下「定年前再任用短時間勤務警察官」という。）であるものとした場合に適用される第7条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務警察官の欄に掲げる基準給料月額のうち、第7条の2第2項の規定により当該暫定再任用警察官の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用警察官の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務警察官の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務警察官が定年前再任用短時間勤務警察官であるものとした場合に適用される第7条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務警察官の欄に掲げる基準給料月額のうち、第7条の2第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務警察官の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務警察官の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務警察官は、定年前再任用短時間勤務警察官とみなして、新給与条例第13条第2項及び第15条第2項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用警察官は、定年前再任用短時間勤務警察官とみなして、新給与条例第21条第3項の規定を適用する。
- 8 新給与条例第22条第1項の警察官に暫定再任用警察官が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる警察官の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務警察官」とあるのは「定年前再任用短時間勤務警察官及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号）附則第9項に規定する暫定再任用職員である警察官（次号において「暫定再任用警察官」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務警察官」とあるのは「定年前再任用短時間勤務警察官及び暫定再任用警察官」とする。
- 9 第8条第1項、第9条第2項、第4項、第6項及び第7項、第12条、第12条の3、第12条の4、第14条の2、第20条並びに第23条並びに新給与条例第9条第1項、第3項及び第5項の規定は、暫定再任用警察官には適用しない。
- 10 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用警察官に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第59号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料 (第2条関係) 1～12 略 13 土木関係事務 (1)～(7) 略 (8) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務 ア～ヶ 略 こ 法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査(3月以内の期間に係るものに限る。) 1件につき 60,000円 さ 法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査(3月を超える期間に係るものに限る。) 1件につき 120,000円 し 法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円 す～ぬ 略 ね 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用(その使用の期間が3月以内のものに限る。)をする許可の申請に対する審査 1件につき 60,000円 の 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用(その使用の期間が3月を超えるものに限る。)をする許可の申請に対する審査 1件につき 120,000円 は 法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用をする許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円 ひ～へ 略 備考 略 (8)の2～(17) 略 14～20 略	別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料 (第2条関係) 1～12 略 13 土木関係事務 (1)～(7) 略 (8) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務 ア～ヶ 略 こ 法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査(3月以内の期間に係るものに限る。) 1件につき 60,000円 さ 法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査(3月を超える期間に係るものに限る。) 1件につき 120,000円 し 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円 す～ぬ 略 ね 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用(その使用の期間が3月以内のものに限る。)をする許可の申請に対する審査 1件につき 60,000円 の 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用(その使用の期間が3月を超えるものに限る。)をする許可の申請に対する審査 1件につき 120,000円 は 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用をする許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円 ひ～へ 略 備考 略 (8)の2～(17) 略 14～20 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。